H × 0.982 × 0.75、I × 0.982 × 0.75 及び J に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

J　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

(i × 0.982 × 0.75 − j × 0.982 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75

i × 0.982 × 0.75、j × 0.982 × 0.75、(i × 0.982 × 0.75 − j × 0.982 × 0.75) × 2 ／ 8 及び (i × 0.982 × 0.75 − j × 0.982 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［三　略］

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

(A × α + B) × 0.75

算式の符号

［略］

α　1.04

［二・三　略］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［略］

2　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［ { (A_1 × B_1) + (A_2 × B_2) + (A_3 × B_3) + (A_4 × B_4) + (A_5 × B_5) − C} × 0.014 − D − (E − F + G + H) ］× 0.7395

算式の符号

［略］

C　地方税法第 351 条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第 349 条の 3 第 9 項、第 11 項、第 18 項、第 21 項、第 22 項、第 25 項、第 30 項及び第 33 項、第 349 条の 3 の 2、第 349 条の 3 の 3、附則第 15 条第 10 項、第 17 項、第 20 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項及び第 44 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 第 1 項、第 16 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項、第 29 条の 7 第 2 項並びに第 56 条第 1 項、第 10 項及び第 13 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 27 号）附則第 6 条第 9 項、地方税法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 15 号）附則第 8 条第 8 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成

H × 0.986 × 0.75、I × 0.986 × 0.75 及び J に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

J　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

(i × 0.986 × 0.75 − j × 0.986 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75

i × 0.986 × 0.75、j × 0.986 × 0.75、(i × 0.986 × 0.75 − j × 0.986 × 0.75) × 2 ／ 8 及び (i × 0.986 × 0.75 − j × 0.986 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［三　同上］

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

(A × α + B) × 0.75

算式の符号

［同左］

α　0.64

［二・三　同上］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［同上］

2　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［ { (A_1 × B_1) + (A_2 × B_2) + (A_3 × B_3) + (A_4 × B_4) + (A_5 × B_5) − C} × 0.014 − D − (E − F + G + H) ］× 0.7365

算式の符号

［同左］

C　地方税法第 351 条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第 349 条の 3 第 9 項、第 11 項、第 18 項、第 21 項、第 22 項、第 25 項、第 30 項及び第 33 項、第 349 条の 3 の 2、第 349 条の 3 の 3、附則第 15 条第 10 項、第 18 項、第 21 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項及び第 43 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 第 1 項、第 16 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項、第 29 条の 7 第 2 項並びに第 56 条第 1 項、第 10 項及び第 13 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 27 号）附則第 6 条第 9 項、地方税法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 15 号）附則第 8 条第 8 項、地方税法等の一部を改正